

令和 7 年度

危機管理マニュアル

岸和田市立八木南小学校

第 1 章 本校の危機管理マニュアルについて

近年、学校管理下での事故災害や登下校時の交通事故の増加に加えて、学校内外で犯罪の被害等により、児童を取り巻く状況は深刻化している。

いつ、どこで、何が起こるか予測しがたい時代において、危機管理の原則は次のようなことになる。

「起こりうるであろう事態を最悪の状態」想定し、被害を最小限に食い止めるためのシステムや方策を準備しておくこと

※ 明るく、楽しい、学校・学級づくりの第一は、安全確保

この原則に立って危機管理を考えると、そのねらいは、次の 3 点に集約される。

- ① 子どもたちや教職員の生命と人権を守ること。
- ② 学校の正常な教育活動機能、子どもと教職員の信頼関係を維持すること、また、早期回復すること。
- ③ 子どもと教職員の信頼関係を維持し深めていくとともに、学校に対する保護者、地域の信頼を確保すること

また、学校が危機に対処するにあたっては、以下の 4 点において、最善と考える対策をとることが重要である。

【危機の予測と予知】

学校が関係した様々な事案の情報を正確に把握、分析、判断し、その内容が全教職員に共通理解され、教訓として日々の教育活動に生かしていくことが大切である。

【危機の防止・回避】

平素から起こりうる事態を最悪の状態で想定し、教職員や児童への周知及び訓練、安全教育の充実、並びに施設の安全点検・補修等、日常的に対処することなどが大切である。

【危機への対処】

児童の安全確保を最優先に考え、校長が迅速に適切な決定をし、全教職員が組織的に行動すること（「報告・連絡・相談」の徹底、時系列の記録作成など）が大切である。そのために、独自の危機管理マニュアルが必要となる。

【拡大防止と再発防止】

未然防止の取組についても、定期的に見直しを図り、改善することが大切である。また、日頃から家庭、地域さらには関係諸機関との連携を図る努力を継続することも必要である。

本マニュアルは、学校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保をはかることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

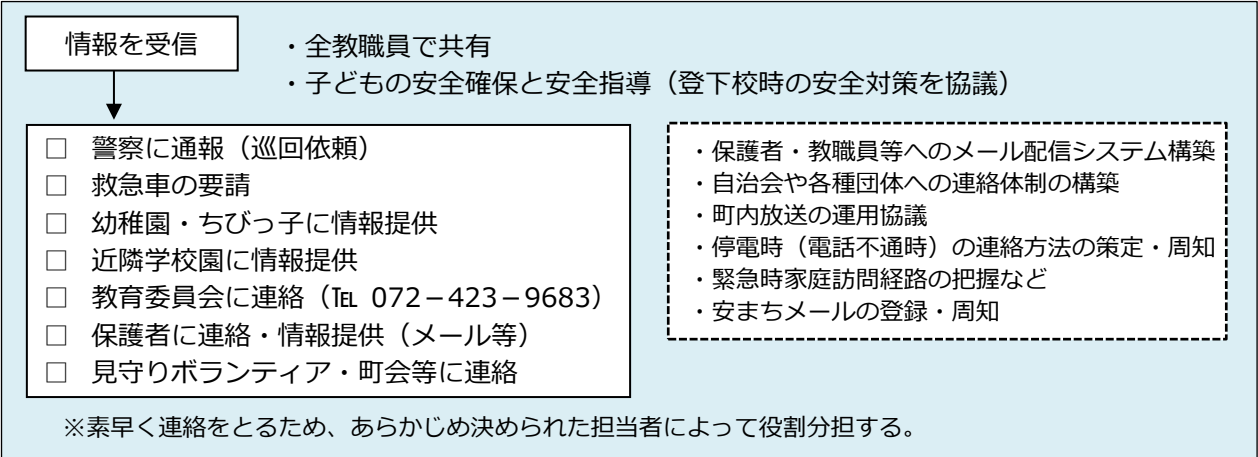
第 2 章 事前の危機管理（未然に防ぐ）

1 体制整備

（1）学校における体制整備

- ・ 想定される危険等を明確にする。
- ・ 各危険等に対する、「事前」、「発生時」、「事後」の危機管理に応じた体制を整備する。
- ・ 教職員の役割分担や情報収集・伝達方法を明確にしておく。
- ・ 教職員の共通理解を図り、機能的で実践的な体制整備を行う。
- ・ 支援を必要とする児童への配慮事項を全教職員で共通理解を図る。
- ・ 危機発生時の連絡体制を構築しておく。（表 1）
- ・ 危機発生時の事態の重大性に応じてランクを作り下校措置を作成する。（表 2）
- ・ 事態の重大性に応じて、課業時間外の職員動員体制を整備しておく（表 3）。

（表 1）基本的な連絡体制について



（表 2）下校措置について

分類	想定される事態	対処方法
ランク 1	大雨や暴風など、状況の悪化が予測される場合	放課後の活動を中止して、全員下校させる
ランク 2	不審者の徘徊や災害等で児童の安全確保が難しい場合	職員引率のもと、町別グループで集団下校させる
ランク 3	大規模な災害等で、集団下校でも児童の安全確保が困難と判断した場合又は警察等からの指導で下校を止められた場合	保護者に迎えにきてもらう (学校待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼 等)
ランク 4	校区内や近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊の情報を得た場合、特別警報や暴風警報等の発令時、地震等により、通学時に児童の安全確保が必要と判断した場合。	授業時間の繰上げ又は繰下げ (学校待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼 等)

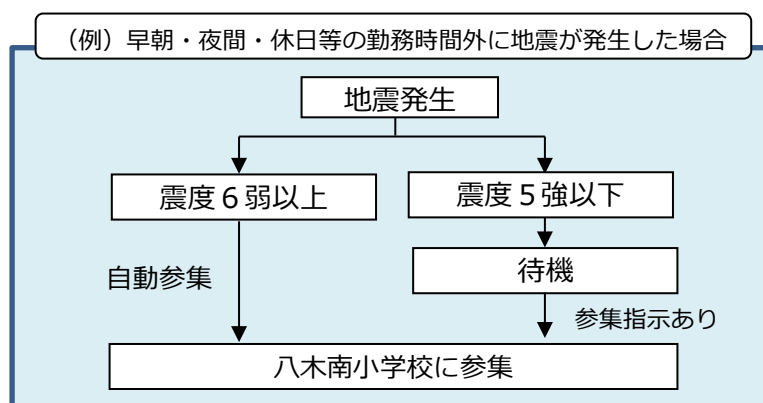
※保護者が自宅に不在の場合等には、学校で一時的に保護するなど、児童の安全確保に留意する。

(表3) 災害応急対策に伴う職員動員体制について

分類	配備体制要件	参集職員数	職員
警戒態勢	災害のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき (例：震度4、気象警報等)	市教委の指示があった場合（管理職）	校園長・教頭
A号体制	小規模の災害が発生したとき (例：震度4、津波警報、気象警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員の4分の1)	校長・教頭・首席・学年主任等
B号体制	中規模の災害が発生したとき (例：震度5弱以上、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員の2分の1)	校長・教頭・首席・学年主任・養護教諭・担任・防災担当等
C号体制	大規模な災害が発生したとき (例：震度6弱以上※2、大津波警報、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (全職員)	全職員

※1 岸和田市地域防災計画（令和6年7月）の災害応急対策編〔配備体制〕を参考に、職員動員体制の整備を図る。

※2 震度6弱以上の地震が、早朝・夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合は、自宅や家族の安全を確認したうえで、参集の連絡がなくても八木南小学校に参集する。



※ 参集後は、児童等の安全確認や避難所協力及び学校再開のための準備等に当たる。

2 点検

学校保健安全法施行規則第28条

「每学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとする」

(1) 危険箇所の抽出

- ・過去に校内で怪我をした場所やヒヤリハットを経験した場所、声掛け事案が発生した箇所、大雨で水路が氾濫した箇所等について、教職員・児童・保護者・地域の関係者から情報を集めたり、保健室のデータを分析したりして、重点的に対策を講じる箇所を絞り込んでいく。
- ・下記の点検の視点等を参考にして、学校施設内及び通学環境内における、事故等と結びつく環境条件

を見出すなど、定期的・臨時的・日常的に点検を行う。

- ・非構造部材の異常の早期発見のため、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を活用し、継続的な点検を実施する。
- ・「学校における安全点検要領」等を参照した取り組みを進める。

【施設・設備等の点検例】

防犯の視点 □不審者侵入防止用の設備 □警報装置、監視システム、通報機器等の作動 □避難経路の複数確保 □出入口の施錠状態 □通学路にある犯罪発生条件（死角・外灯の有無など）	交通安全の視点（通学路） □歩道や路側帯の整備状態 □車との側方間隔 □車の走行スピード □右左折車両のある交差点 □見通しの悪い交差点 □側道施設の出入口 □渋滞車両・駐車車両の存在	防災の視点 □天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 □書棚・家具等の壁・床への固定 □警報装置や情報機器等の作動 □避難経路・避難場所 □通学路にある災害発生条件（土砂災害・洪水など） □遊具等の劣化	校内事故防止の視点 □天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 □体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 □窓・バルコニーの手すり等の点検 □防火シャッター等の点検
--	---	---	---

【参考】『学校における転落事故防止のために』（文部科学省 平成 20 年 8 月）

『学校における固定遊具による事故防止対策』調査研究報告書（日本スポーツ振興センター 平成 24 年 3 月）

『学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック』（文部科学省 平成 27 年 3 月改訂版）

（２）危険箇所の分析

- ・関係者と合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を視察し分析する。
- ・校園内・通学路上の危険箇所において、児童等がどのように振る舞っているのか観察し、改善すべき環境条件と指導上の課題を見出す。

（３）危険箇所の管理と組織体制

- ・危険箇所については、児童への指導や見守り活動により具体的な対策を立てる。
- ・物理的な環境の改善策には、予算を伴うものが多いので、教育委員会や通学路安全推進会議、学校協議会、市民協議会等において協議するなど、関係機関と連携して組織的に推進する。

（４）事故等情報の共有

- ・学校の事故等に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」から、自校で起きた過去の事例を閲覧することが可能であり、他校の死亡・障がい事例に関しては、一般公開されている「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」（毎年発行冊子）等から事例を収集することが可能である。
- ・先行事例と同様の事故等が発生しないよう、これまでの情報を収集するとともに、校内で発生した事故やヒヤリハット事例についても教職員間で共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる。
- ・そのために、普段から小さな事案を見逃さず適切に対策を講じることが、重大事案を防止するうえで重要であることを全教職員と共有し対策にあたる。

【参考】『学校事故対応に関する指針』（文部科学省 令和 6 年 3 月）



市内小学校で生じた事故における被害児童の怪我の写真（学校・保護者より提供）。写真で残し共有することで、事故の重大性を理解しあい、二度と起こしてはならないという気持ちで対策にあたることができる。

3 避難訓練

- ・避難訓練は危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割の確認を行うとともに、児童が安全に避難できるよう実践的な態度と能力を養うことを目的とする。
- ・事前にどのような危険があるのか、何から避難するのか、各危険に対してどのような避難行動をとればよいか、どの時機で避難行動をとることが望ましいか、明確にしておく。
- ・学校環境や周辺の地形等の特性、岸和田市作成のハザードマップ等を基に、具体的に避難場所や避難経路を設定し、避難計画を立て危機管理マニュアルに位置付けておく。
- ・訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中や清掃中等、児童が分散している場合や教職員が近くにいない場合、放送設備が使用できない場合なども想定する。
- ・自力で避難できない児童、支援を必要とする児童が、安全に避難できるように避難方法や経路などを検証する。
- ・学校は、消防法第8条に基づき、防火管理者を定め消防計画を作成し、消火・通報及び避難の訓練を実施しなければならない。
- ・各地域の警察署・消防署等と連携し、訓練の充実を図るとともに、危機管理マニュアルの点検・改善を行う。
- ・本年度の避難訓練の計画は、下記の通りである。

4月：火災を想定

6月：不審者対応

1月：地震を想定

4 教職員研修

- ・学校安全計画に教職員の研修を位置づけ、「事前」・「発生時」・「事後」の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う。

【研修内容】

- ☐ 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- ☐ 事故等発生時の対応訓練（被害児童及び保護者への対応を含む）
- ☐ AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ☐ エピペン®の使用法を含むアレルギーへの対応に関すること
- ☐ 校内の事故統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した、安全な環境の整備に関すること
- ☐ 子どもに対する安全教育に関すること（交通安全・防犯教育・防災教育等）
- ☐ 子どもの心のケアに関すること
- ☐ 教職員研修資料（DVD）を活用した研修『子ども（生徒）を事件・事故から守るためにできることは』（文部科学省）

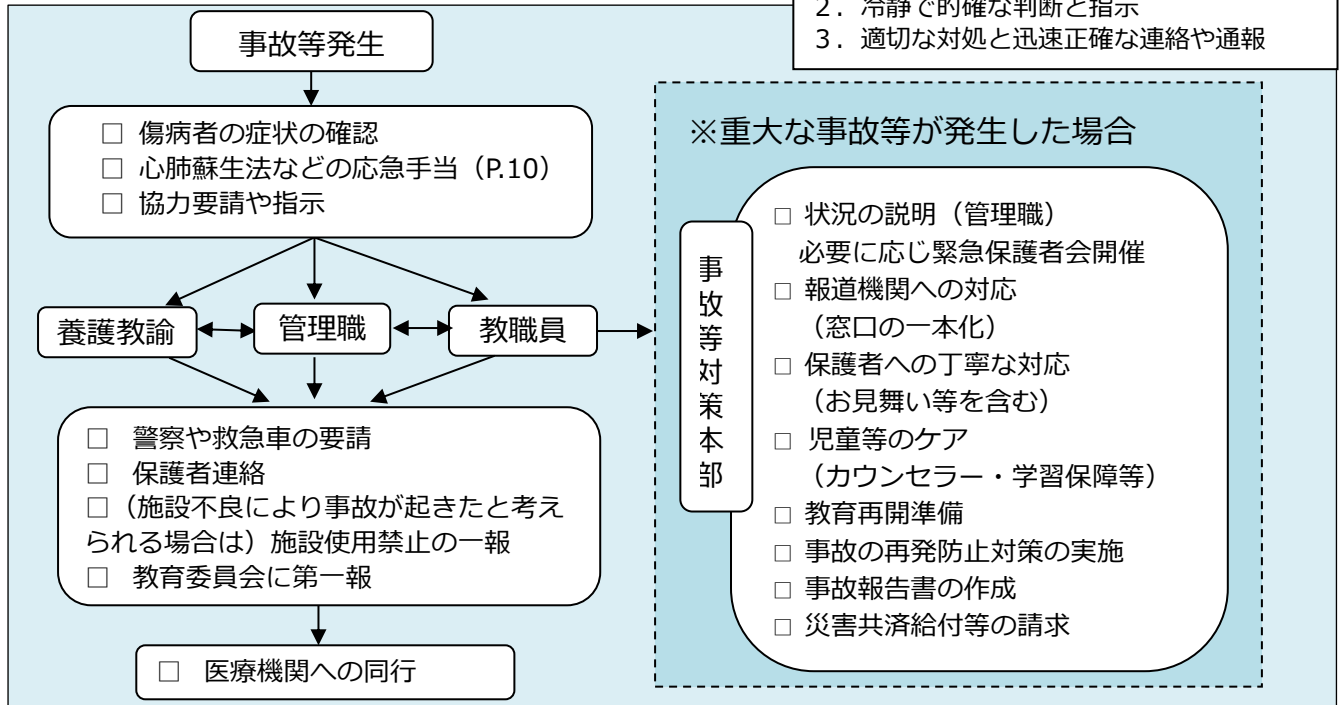
5 安全教育

- ・登下校中や休日など児童等しかいない場合であっても、児童自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けたり、自ら考えて判断したりする能力を育てる。
- ・避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を、学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じて系統的・体系的な安全教育を行う。
- ・『通学路安全マップ』の作成は、地域の防犯、防災、交通安全の視点を身に付け、危険な箇所や条件を客観的に認識する力を育成したり具体的な行動を考えさせたりする上で有効である。また、地域の歴史や自然環境を学ぶための活動と関連させることにより、児童が地域を様々な観点から理解することにも役立つ。安全教育の観点のもとより、教科等の目標と関連付けた地域学習の一環として取り組むことを今後検討する。

第3章 個別の危機管理（命を守る）

1 事故等発生時の対応の基本

（1）事故等発生時の対応・救急及び緊急連絡体制



（2）応急手当を実施する際の留意点

- ・事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する。
- ・生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも被害児童の救命処置を優先させ迅速に対応するなど適切に判断する。
- ・教職員は事故等の状況に動揺せず、周囲の児童の不安を軽減するよう努める。
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の状況や対応、結果について適宜メモを残す。また、病院搬送後の治療を迅速に行うためにも、事故が起きた場所を写真に撮っておくことが有効である。

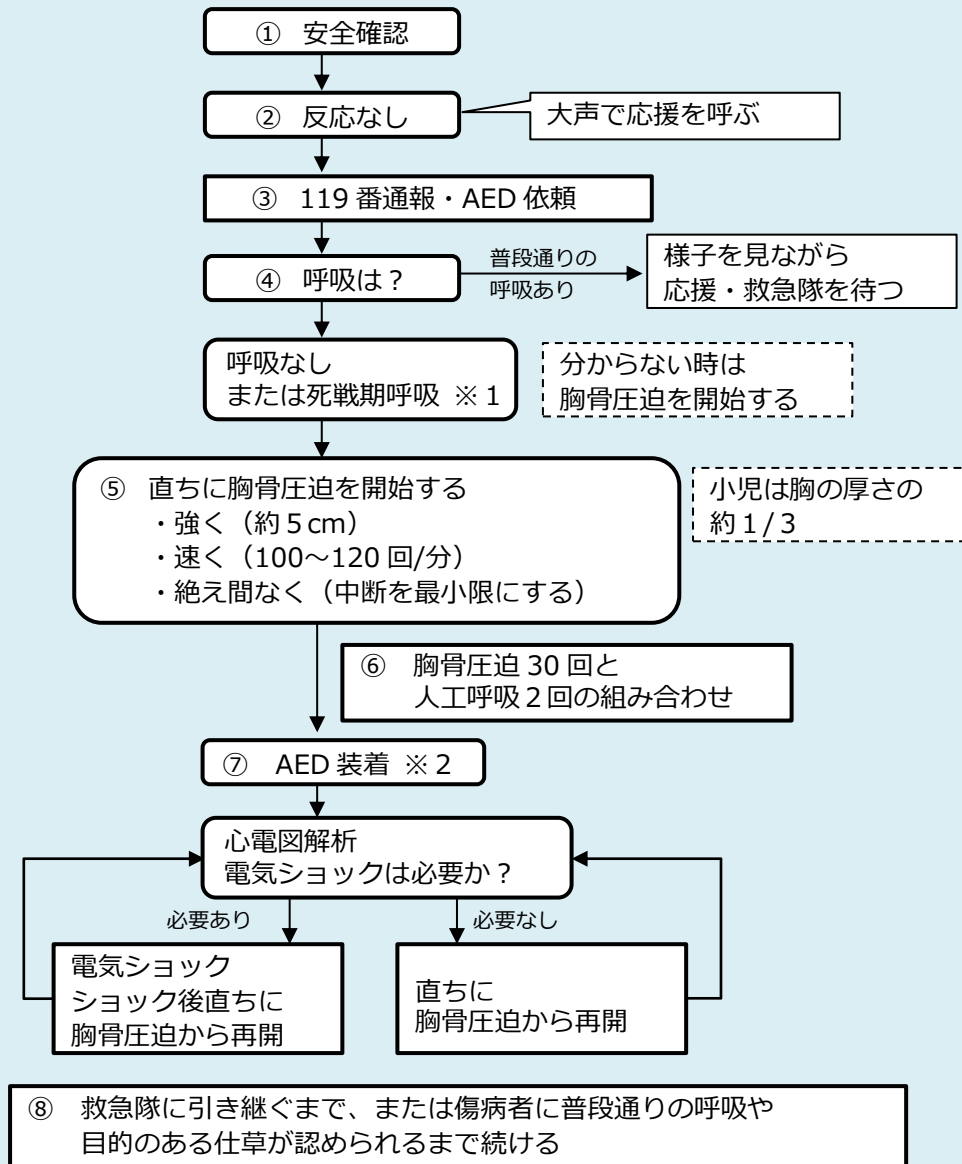
（3）被害児童の保護者への連絡の留意点

- ・当該保護者に対し、事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
- ・事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで連絡する。
- ・被害の詳細、搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行うとともに、正確かつ迅速な連絡に努める。
- ・事故の説明や検証に向けて、必要に応じて状況が分かる写真等を撮っておくことが有効である。

（4）登下校時及び校外活動時における事故等発生時の留意点

- ・登下校時や学校外での学習時、部活動時など、教職員体制が通常と異なる場合の事故対応や連絡体制を整備しておく。事故等発生時には、発生場所へ向かい、児童の安否を確認する。
- ・校外での活動を行う際は、事前に活動場所の状況や気象状況等を十分に把握しておく。
- ・修学旅行等におけるグループ活動時や教職員から離れて活動する場合等は、児童から教職員への報告体制および保護者等への緊急連絡体制を整備しておく。
- ・校外マラソン大会や部活動の遠征時など、AED使用の可能性がある場合、事前に設置箇所を確認したり、持参したりするなどの対応をとる。

一次救命処置の手順について



※ 1 【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これは正常な呼吸ではない。救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも注意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する必要がある。

※ 2 【AED の使用】

AED の使用方法については、教職員研修等を通じて事前に知識・技能を身に付けておく。

2 様々な事故への対応

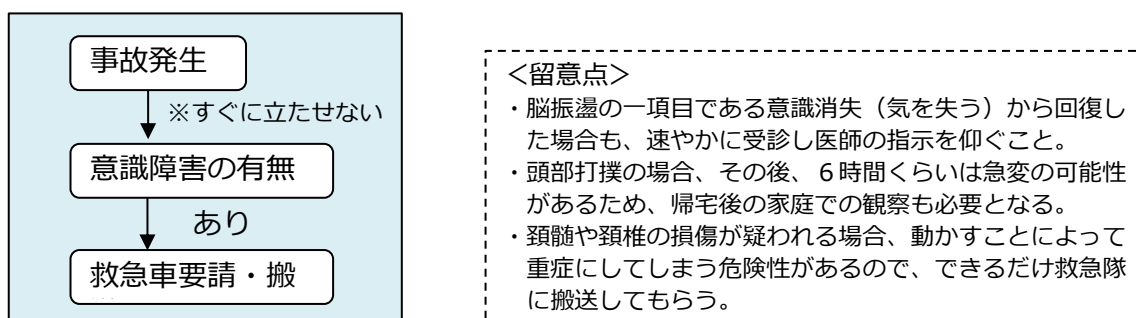
(1) 頭頸部外傷への対応

コンタクトスポーツ（ラグビー、柔道、サッカー等）や回転運動等を伴う競技を行う場合、転倒や投げ技により、地面や畳に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることにより、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

【1】頭頸部外傷の予防のために

頭頸部外傷事故は男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。部活動においては競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすい。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことが重要である。無理な練習や施設設備の不備等がないように注意する。

【2】頭頸部外傷事故発生後の対応について



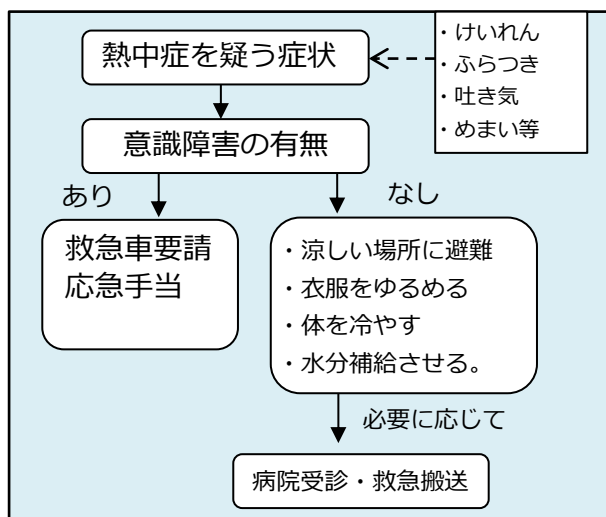
(2) 熱中症への対応

学校管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動時である。それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意する。

【1】熱中症予防のために

- ・環境温湿度または WBGT（湿球黒球温度）等を測定し、『熱中症予防運動指針』（（公財）日本スポーツ協会）等を参考に運動を行う。
- ・水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましい。
- ・運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させない。
- ・梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。

【2】事故発生時の対応について



★「熱中症警戒アラート」・「熱中症特別警戒アラート」情報を入手することで、翌日の行事等の実施可否・内容変更等に関する判断や、冷却等の備えの参考とする。

★保護者や地域の方に「熱中症警戒アラート」・「熱中症特別警戒アラート」を活用して行事等が変更になる旨をあらかじめ学校だより等で周知しておく。

【参考】

- ・『学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究』－体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点－調査研究報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・『熱中症を予防しよう』（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』（令和6年4月追補版）（環境省・文部科学省）

【3】食物アレルギーへの対応

- ・既往歴のある児童のみが発症するとは限らず、学校給食等で初めて食したものに反応する事例もある。
- ・アレルギー疾患の児童生徒等の在籍状況に関わらず、アレルギー疾患（食物アレルギーやアナフィラキシー）について正しく理解するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、各学校の危機管理マニュアルを全教職員が把握し習熟する。
- ・アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応をおこなう。
- ・エピペン[®]の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施する。

【1】アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・配慮や管理が必要な児童を把握するため、対象となる児童の保護者からの申請書や、医師の診断に基づく『岸和田市学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』の提出を必須とする。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で情報共有して対応にあたる。
- ・学校給食における食物アレルギー対応は、『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』（岸和田市教育委員会 令和5年11月改訂）に基づき、市内統一した対応とする。
- ・校長は食物アレルギー対応委員会を設置し、児童の食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。

【2】日常の取組と事故予防

・学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

「給食」や「食物・食材を扱う授業・活動」、「運動」、「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活管理指導表における『学校生活上の留意点』に基づく取組を行う。

・給食時間における配慮（教室での対応）

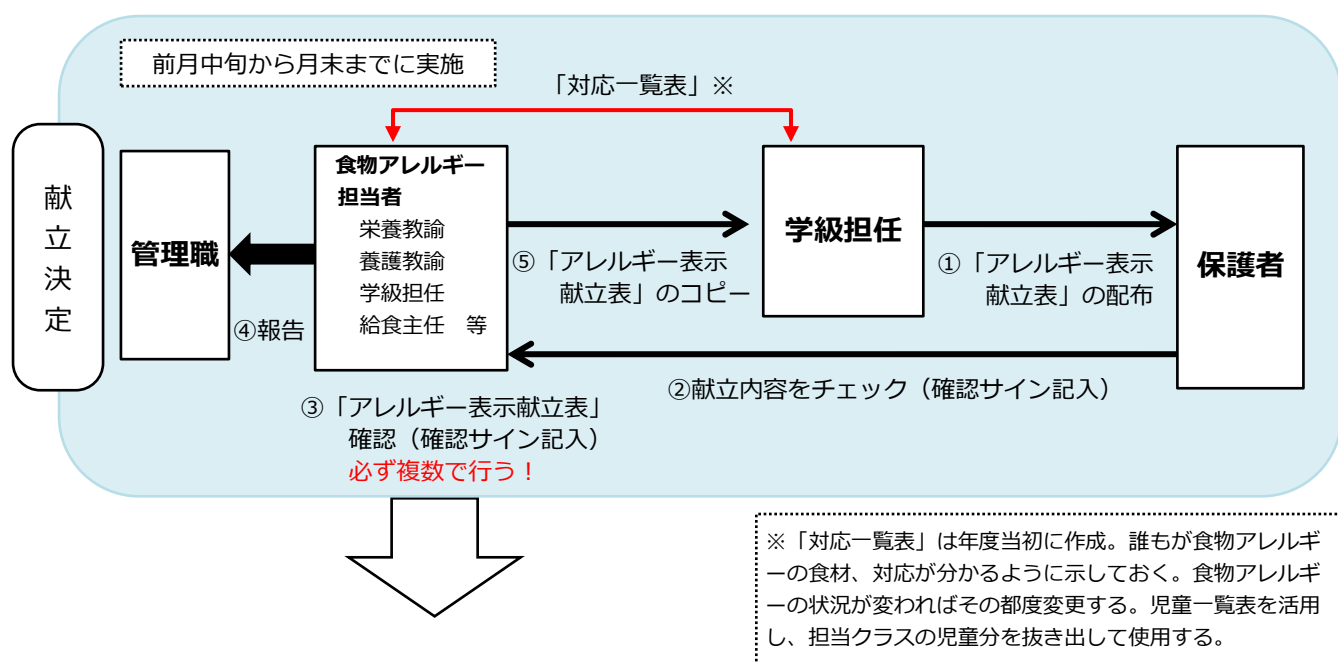
日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意が必要であり、給食時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決めておく。

- | | |
|------------------------------------|---|
| ☐ 献立内容の確認 | ☐ おかわり等を含む喫食時の注意 |
| ☐ 給食当番の役割確認 | ☐ 片づけ時の注意 |
| ☐ 配膳時の注意 | ☐ その他交流給食などの注意 等について |

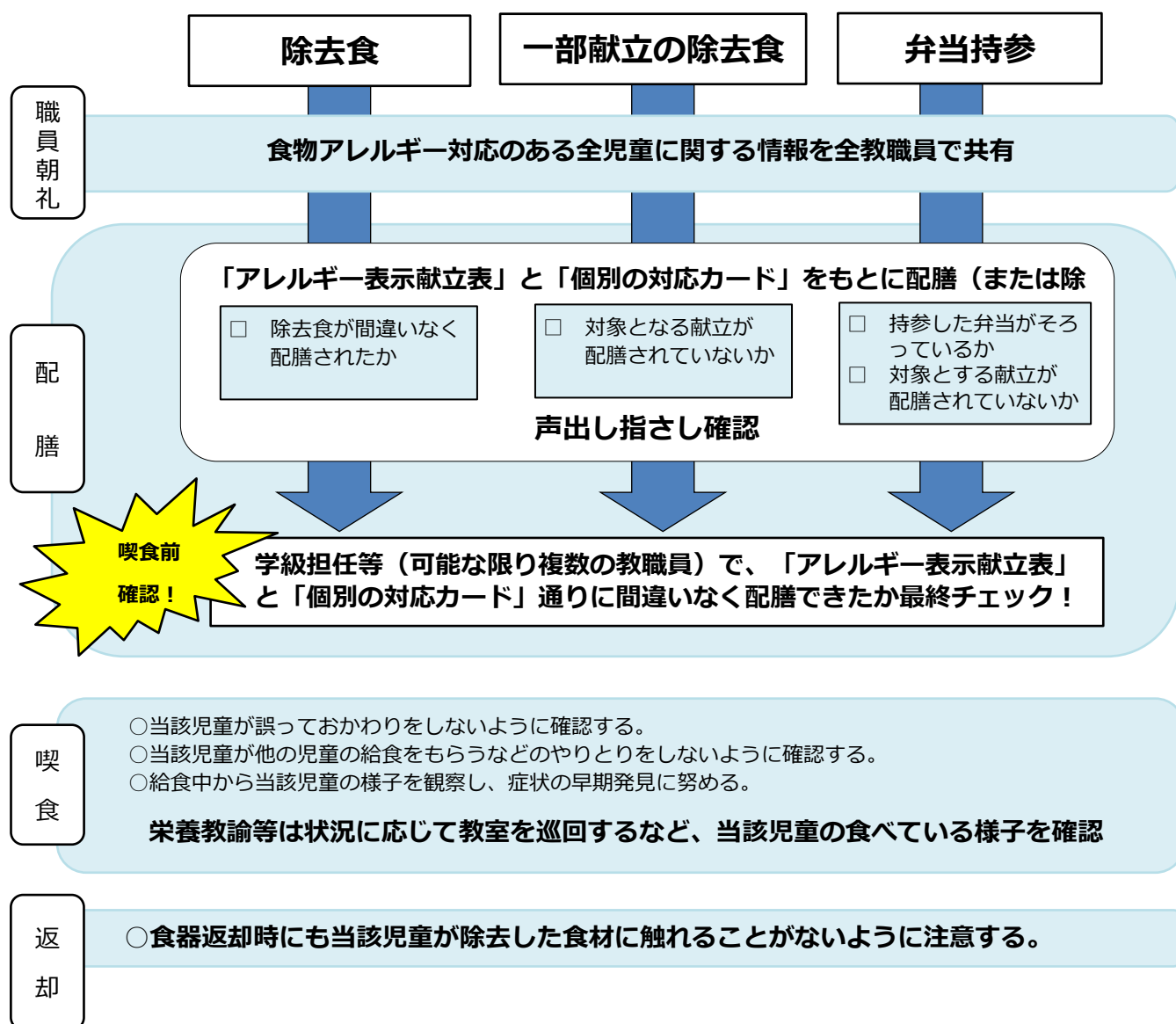
・食物アレルギーに関する指導

- ・食物アレルギーを有する児童が、自分の病気や治療（除去、誤食時の対応）を知ることはもちろん、他の児童にも理解や協力が得られるように配慮する。
- ・当該児童の保護者の意向やプライバシーに十分配慮しながら、発達段階に応じて、他の児童にも食物アレルギーについて理解させる指導を行うよう努める。
- ・当該児童が、食品表示（学校給食献立表の成分表などを含む）を読み取る指導等を学校や家庭においても行い、自己管理能力を育成するとともに、体調に異常を感じた時に、状況に応じて適切に対処する力を育むよう努める。
- ・なお、食物アレルギーを有する児童を指導する際には、当該児童の気持ちに寄り添うことが重要である。

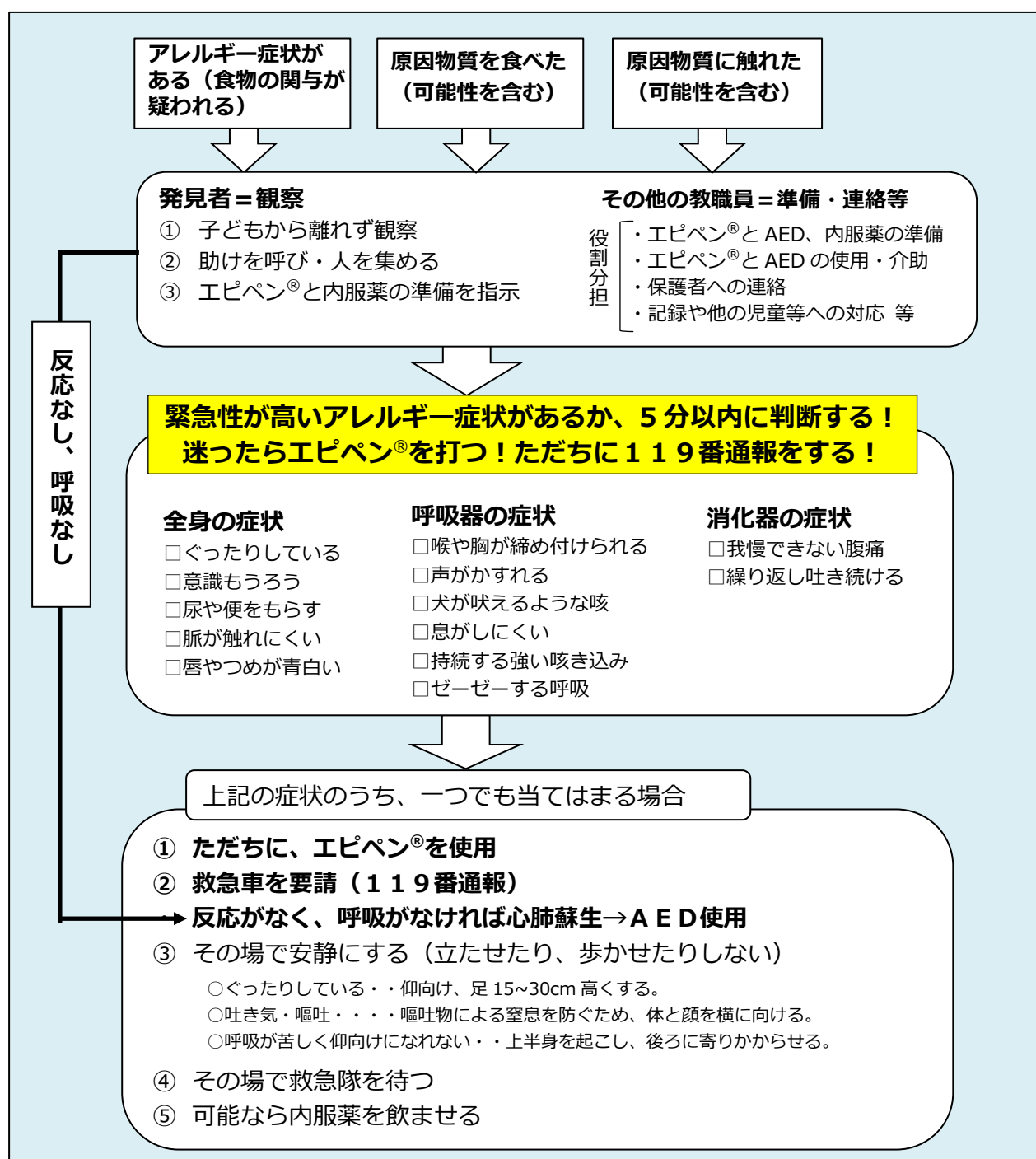
食物アレルギー対応チェック方法 （岸和田市教育委員会 平成 30 年 2 月通知）【小中学校版】



【食物アレルギー対応 実施日の流れ】



【アレルギー症状への緊急時の対応手順】



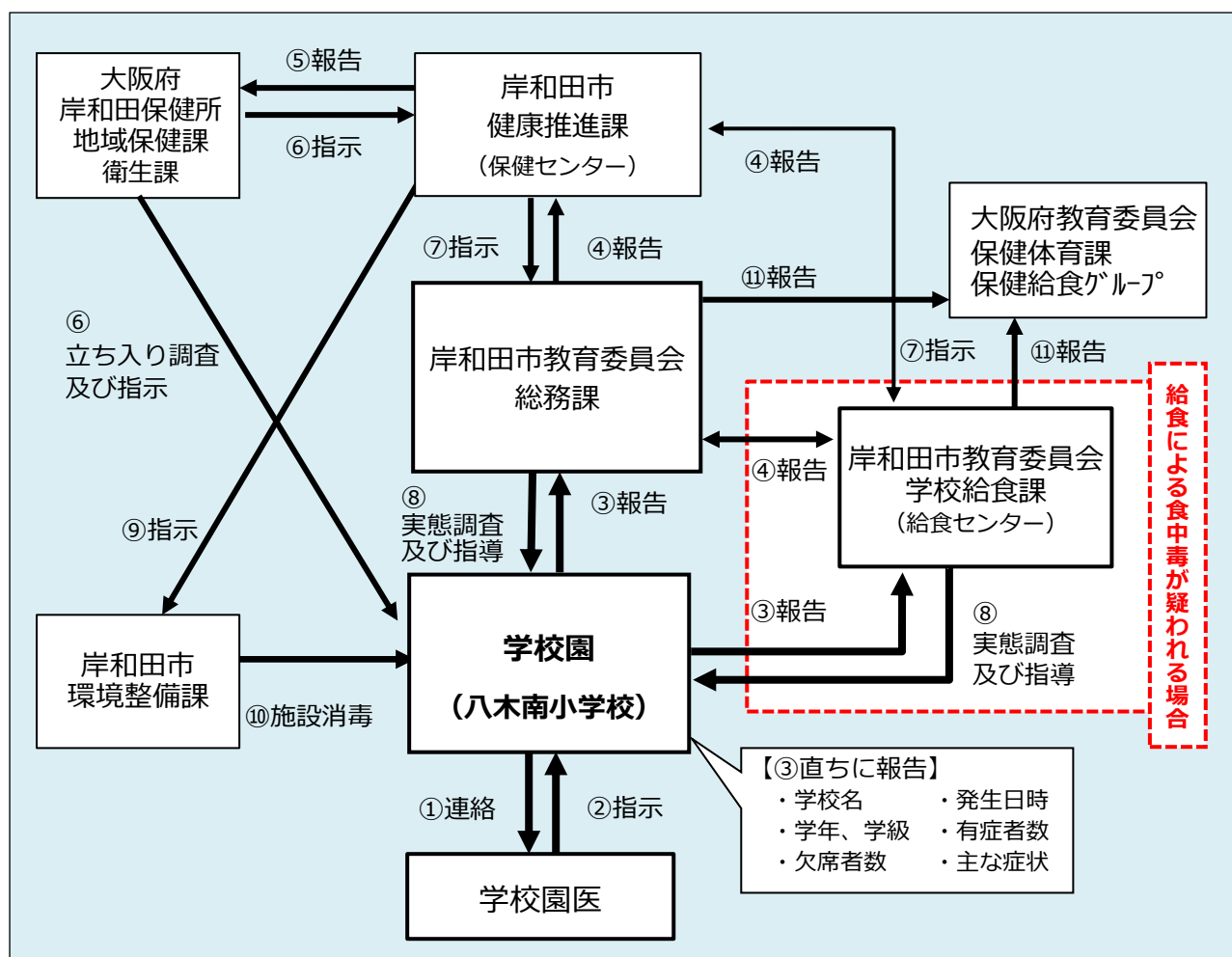
【その他の留意点】

- ・観察の開始時刻やエピペン®の使用時刻、5分毎の症状や内服薬を飲んだ時刻を記録しておく。
- ・学校で症状が回復した場合でも、数時間後に再度、症状が出る場合があるので、保護者に迎えに来てもらう。状況を説明したうえで、医療機関の受診を勧める。
- ・緊急性が低い場合は、内服薬を飲ませ、保健室または安静にできる場所に移動させる。5分ごとの症状を注意深く経過観察し、症状に応じて速やかに医療機関を受診したり、救急車を要請したりする。

【参考】『学校における食物アレルギー対応ガイドライン』（大阪府教育委員会 令和4年3月改訂）

『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』（岸和田市教育委員会 令和5年11月改訂）

【食中毒および感染症等発生時の連絡体制】



【食中毒および感染症等の発生時または疑われる場合】

各学校園においては、感染拡大の防止に努めるため、早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（総務課）に報告し、連携して対応にあたる。

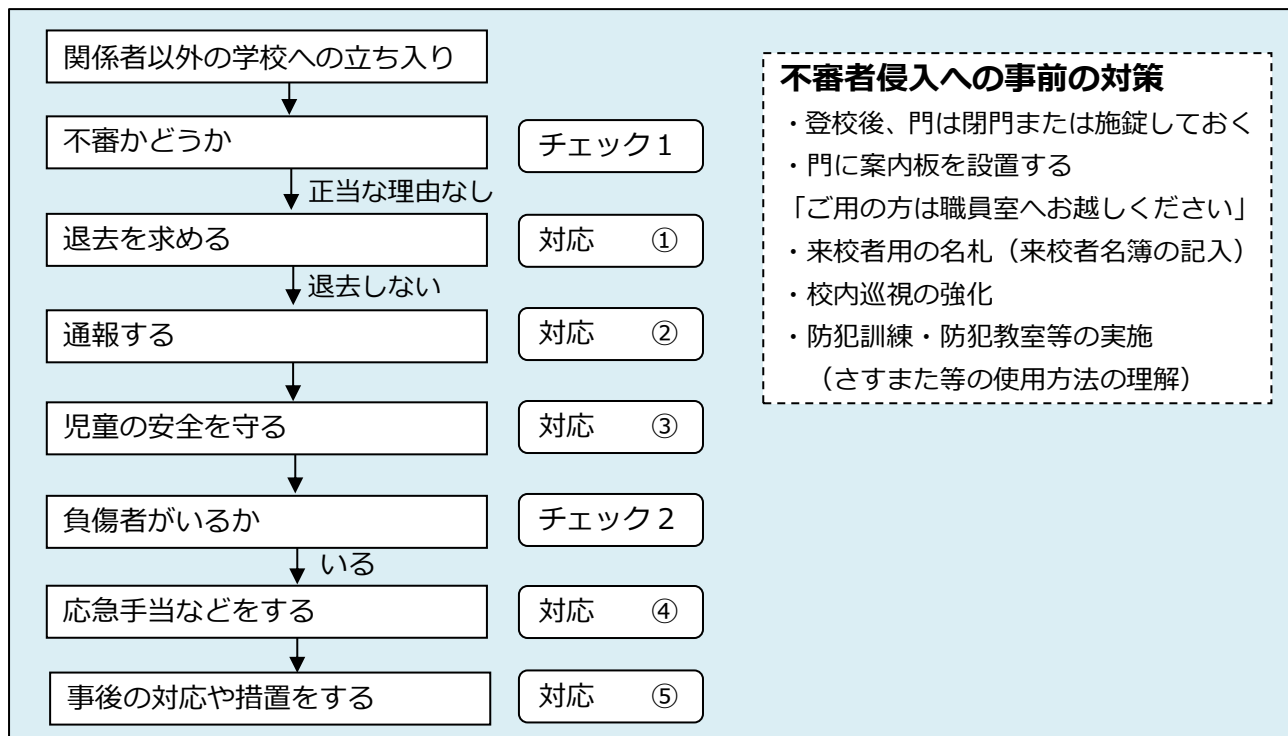
【学校給食による食中毒等が疑われる場合】

早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（学校給食課）に報告し、連携して対応にあたる。

【消毒作業について】

- ① 1F で消毒液をひたす
- ② 各トイレに液をまく
- ③ 手すりをふきながら上へ
- ④ 1F→2F→3F
- ⑤ トイレのドア・便器・レバー
- ⑥ トイレ床の液を広げる

3 不審者侵入への対応



チェック1 不審者かどうかを見分ける

- （1） 来校者として不自然なことはないかを確認する。
 - ☐ 来校者用の名札をしているか（事前に来校者には名札等を付けるよう校内で決めておく）。
 - ☐ 不自然な場所への立ち入りや、不自然な言動、暴力的な態度は見られないか。
 - ☐ 凶器や不審物をもっていないか。
- （2） 声を掛けて、用件をたずねる。
 - ☐ 教職員に用事がある場合は、氏名・学年・教科等の担当が答えられるか。
 - ☐ 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

対応① 退去を求める（正当な理由がない場合）

- （1） 他の教職員に連絡して協力を求める。
 - ・複数人での対応を基本とする。
 - ・自身の安全のため適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。
- （2） 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。
 - ・対応する際は、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
 - ・毅然とした態度で対応し、不審者には背を向けないようにする。
 - ・できる限り、児童がいる場所に向かわせないようにする。
- （3） 退去に応じない場合には、不審者とみなし「110 番」通報する。
 - ・退去に応じない場合は、児童に危害を加える可能性があると考える。
- （4） 退去後も再び侵入しないか見届ける。
 - ・門や入口は必ず閉めて施錠しておく。
 - ・警察や教育委員会に連絡し、校区内のパトロールの強化や近隣の学校園等に情報提供を行う。

対応② 通報する

- (1) 校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め「110 番」通報、教育委員会へ緊急連絡する。
 - ・不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合は、サイレンを鳴らさずパトカーに来てもらうことも検討する。
- (2) 校内に立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。
 - ・児童から遠い位置にある部屋に案内する（別室に隔離する場合は教職員の安全を最優先する）。
 - ・隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応③に移る。
 - ・複数の教職員で案内する（1 対 1 にならない）。その際、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにする。
 - ・別室では、不審者を先に部屋の奥へ案内し教職員は身を守るために入口近くに位置する。
 - ・教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は解放しておく。
- (3) 所持品に注意して警察の到着を待つ。
 - ・凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
 - ・警察官を案内する教職員を決めておく。
- (4) 児童を避難させるかどうかを判断する。
 - ・児童を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断する必要がある。避難させる場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童の安全を守る。
 - ・避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言で放送を流す。

対応③ 児童の安全を守る

- (1) 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。
 - ・児童に危害が及ぶおそれのある事態では、児童の生命を守るため極めて迅速な対応が必要である。不審者の確保は警察に任せるべきであり、教職員は警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。
 - ・2 - 3 人の教職員では刃物を持った不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難である。応援に駆け付ける場合は、できるだけ多くの教職員が防御に役立つ物を持って取り囲む。
 - ・児童から注意をそらさせ、不審者を児童に近づけないようにすることで、被害の拡大を防止しながら、警察の到着を待つ。
- (2) 避難の誘導をする。
 - ・教室等への侵入の緊急性が低い場合や避難のために移動することで不審者と遭遇する恐れがある場合は、教室等で待機させる。
 - ・教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくても、児童が避難できるよう不審者対応訓練などを実施しておく。

●防御に役立つもの（例）

- | | |
|---------|---------|
| ・さすまた | ・消火器 |
| ・机・椅子 | ・催涙スプレー |
| ・長いものさし | ・傘 |

チェック 2 負傷者がいるか

- ・負傷者を発見したら速やかに 119 番に通報する。
- ・逃げ遅れた児童の有無を把握する。
- ・全ての児童と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者なし」という判断をしない。

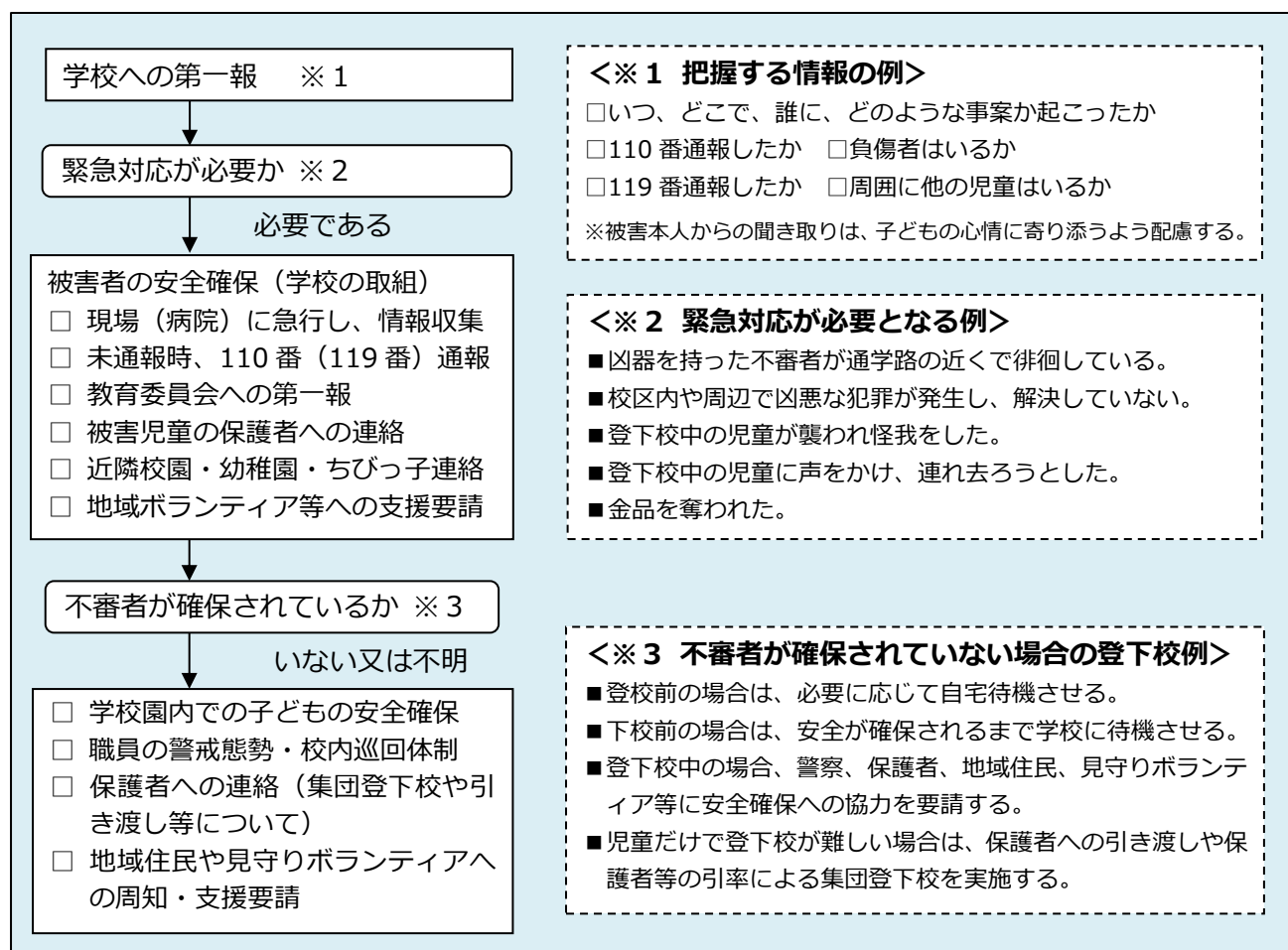
対応④ 応急手当などをする

- ・一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

対応⑤ 事後の対応や措置をする

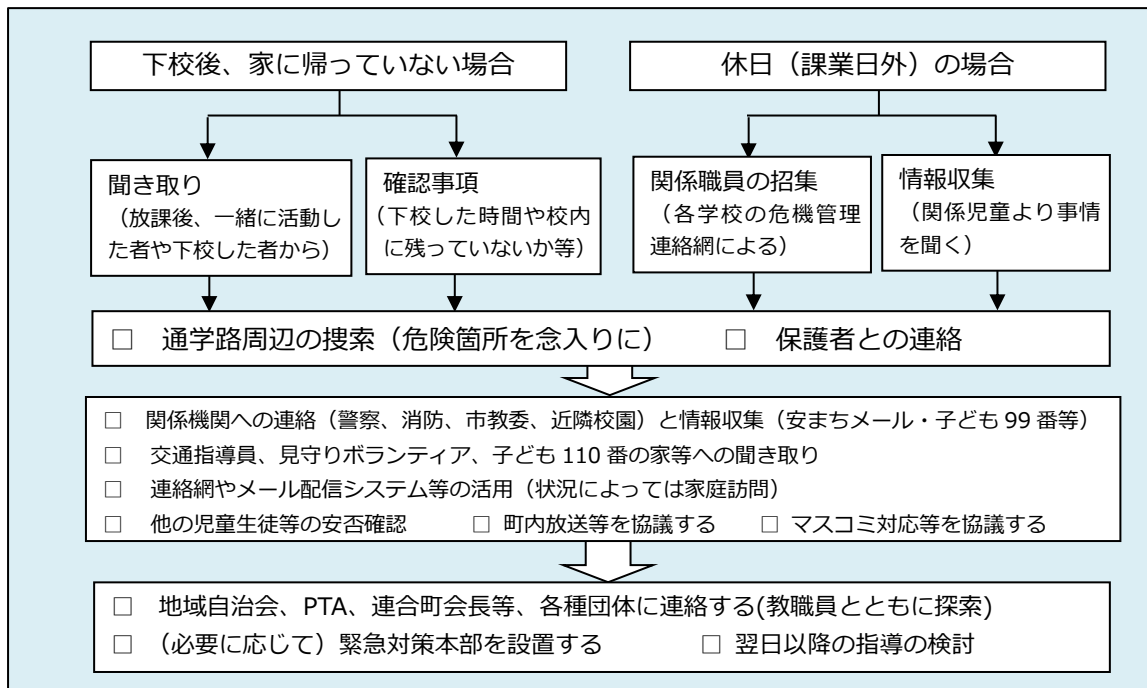
- ・不審者の暴力行為等により、児童や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。
- ・暴力行為等を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童には、心のケアを行う。

4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応



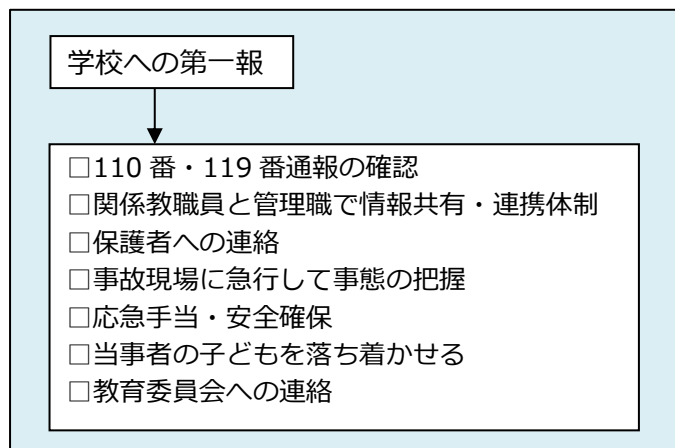
【行方不明者の対応について】

情報を受けた者から、校長へ速やかに連絡を行う。
その後は、校長の指揮のもと行動する。



5 交通事故への対応

【交通事故発生後の初期対応】



【重大かつ深刻な交通事故の場合】

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策や再発防止策、他の児童への指導などを検討する。また、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講ずる。

【当事者となった児童への対応】

事故当事者にはとるべき対応（警察等への通報や加害者の責任）がある。発達段階等により自らの力で適切に対応できない場合があるので、事故後に児童がとった行動を確認し、対応が不十分の場合は保護者と連携のうえ、必要な支援・指導を行う。

【心のケアについて】

次のような場面を経験した場合には、事故当事者以外の児童も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアが求められる。

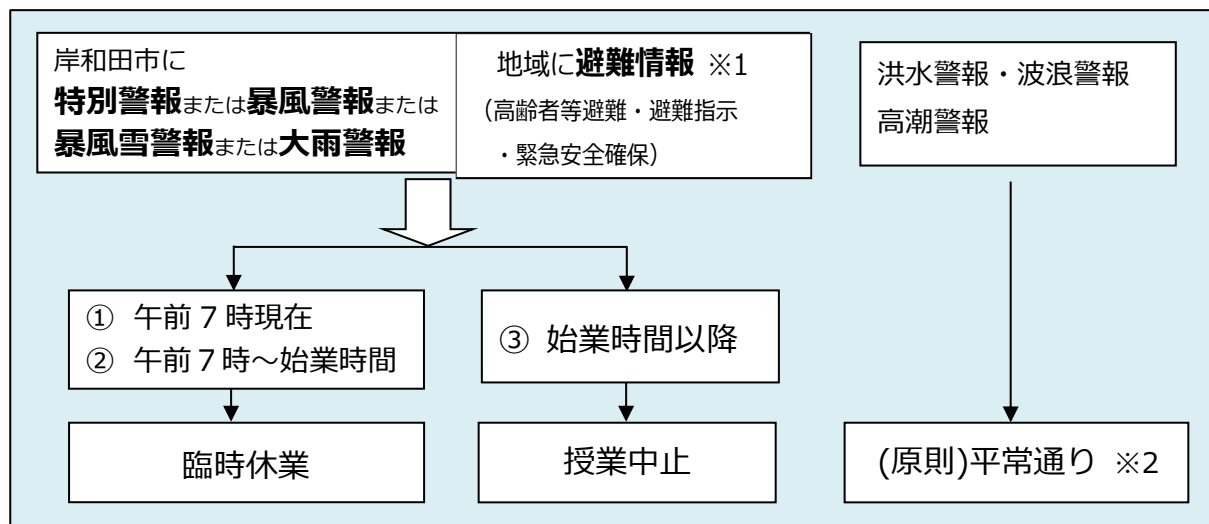
- 家族や友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした。
- 児童が加害者となり、他者に大けがを負わせた。
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

【交通事故防止のための事前の対策】

- ・ 児童の登下校時の行動を観察し、教育上の課題を見出す。
- ・ 定期的に通学路の点検を行い、危険箇所を抽出し、除去していく取組みを推進する。
- ・ 児童が発達の段階に応じて、事故を起こした時の対応の仕方や加害者の責任について理解するよう指導しておく。
- ・ 自転車保険の加入義務化（「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」平成 28 年 7 月）については、保護者にも周知しておく。
- ・ 交通安全教室を通じて、日頃から交通ルールを遵守した行動や危険予測・危険回避ができるよう指導しておく。（歩行訓練、自転車の乗り方等）

6 気象災害への対応

【気象警報等発令時の学校園対応】（岸和田市教育委員会 令和 6 年 4 月改訂）



※ 1 地域に避難情報（避難準備・避難勧告・避難指示）が出ている又は出された場合、当該学校は特別警報または暴風警報発令時と同様の対応をとる。避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

※ 2 児童の安全上、問題が生じるおそれ等があると学校長が判断した場合は、臨時休業（市教委に事前連絡）、授業（保育）時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる。

【気象災害への対応上の留意点】

- ・気象情報や河川情報、各自治体の避難に関する情報に留意し、できるだけ早期に対応を検討する。
- ・学校の対応や措置等について、保護者等へメール配信や電話等で連絡する。停電等により保護者と連絡がとれない場合も想定して、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく。
- ・学校から休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは、無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。
- ・学校においては、『岸和田市地域防災計画』（令和 6 年 7 月）を基に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、本校の状況を把握するとともに、必要な事項を危機管理マニュアルに反映させる。

【雷への対応における留意点】

<積乱雲が近づくサイン>

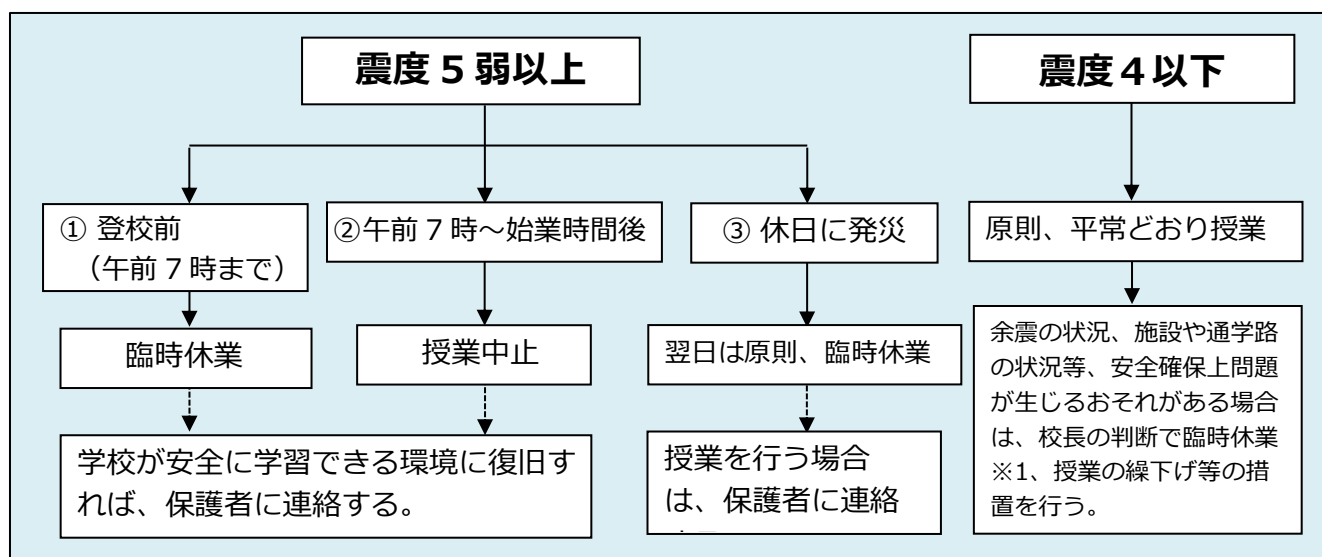
真っ黒い雲が近づいてくる、雷の音が聞こえてくる、急に冷たい風が吹いてくる など

危険を予知し、適切に判断・行動する

- ・体育やクラブ活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合は、情報を収集し、必要に応じて児童を待機させる（保護者に学校の対応を連絡しておく）
- ・雷鳴が聞こえた場合の安全確保について、児童自身が適切に行動できるように指導しておく（姿勢を低くする、屋内に避難する、高い木の近くは危険であり、最低でも木から 2 m 以上は離れておくことなど）。

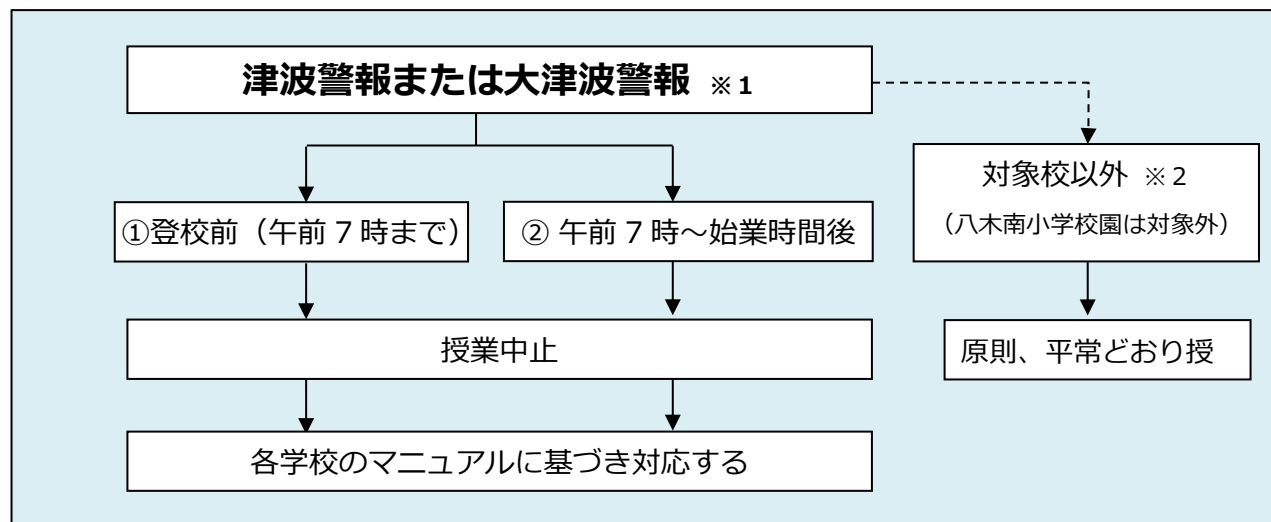
7 地震・津波への対応

【1】学校における地震対応指針（岸和田市教育委員会 平成 30 年 4 月）



※1 臨時休業の際は、校長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

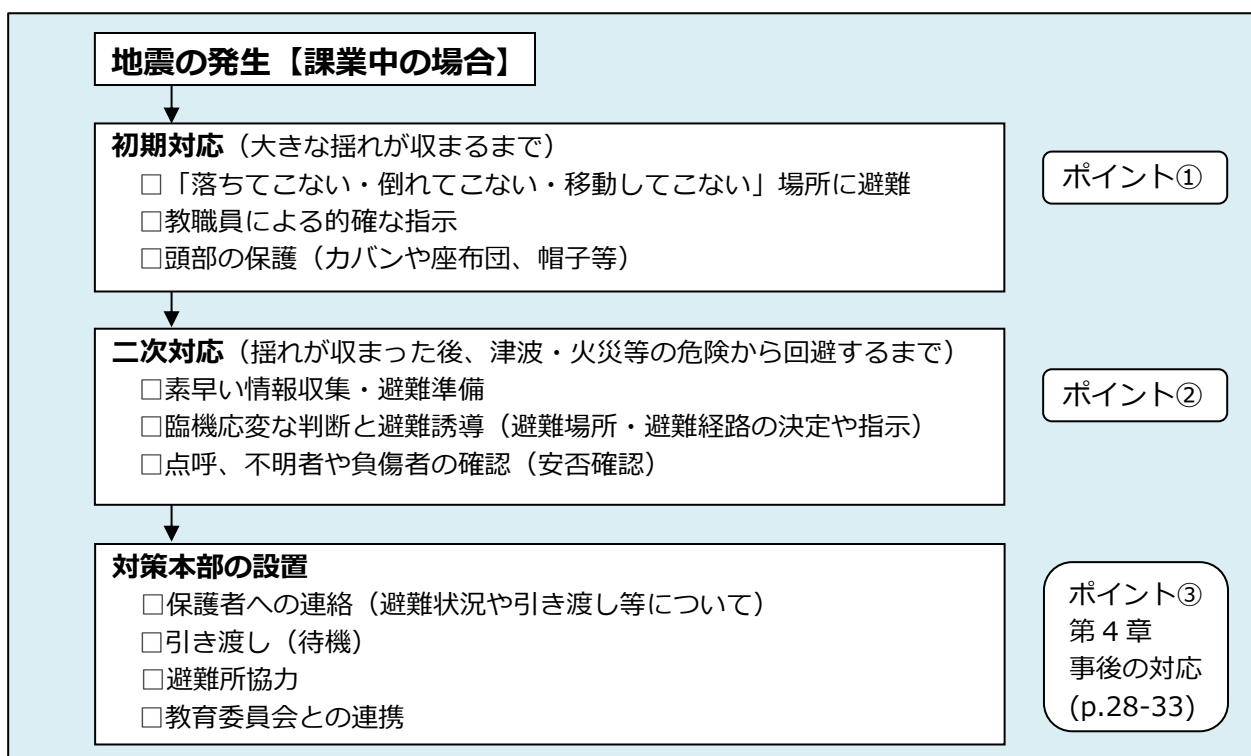
【2】学校における津波対応指針（岸和田市教育委員会 平成 30 年 4 月）



※1 対象校園は、南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）と南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中）とする。

※2 対象校園以外は、原則、平常時対応とする（避難者の状況等により、臨時休業、授業中止、授業の繰上げ、繰下げ等の措置を行う）。臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

【3】地震発生時の危機管理について



※上記のフローチャートは、震度 5 弱以上の大規模地震発生の場合を想定しているが、地震発生時には、震度が判断できないので、初期対応の避難行動は震度に関わらず必要となる。

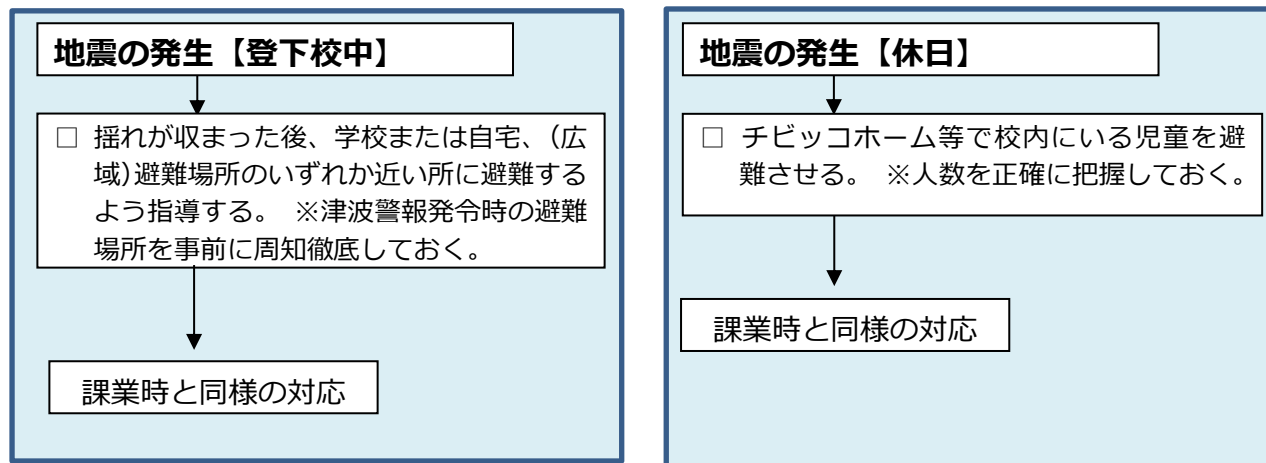
ポイント①【初期対応】

- ・校内放送が使えない、教職員が近くにいない場合でも、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せることを、日常の指導や避難訓練等によって養っておく。
- ・頭部の保護については、状況に応じて児童の安全確保に努める。

ポイント②【二次対応】

- ・学校の実情から、考えられる二次災害（火災・余震による建物倒壊等）について、正確な情報に基づいて判断し、適切で安全な避難行動や経路を選択する。
- ・情報ツールとして、停電時には電池式ラジオからの情報収集が有効となる。
- ・校外への避難（移動）時には、児童を見失わないようなバランスのよい教員配置、負傷者や配慮の必要な児童への対応も必要となるので、事前に訓練しておく。

【登下校中または休日に地震が発生した場合】



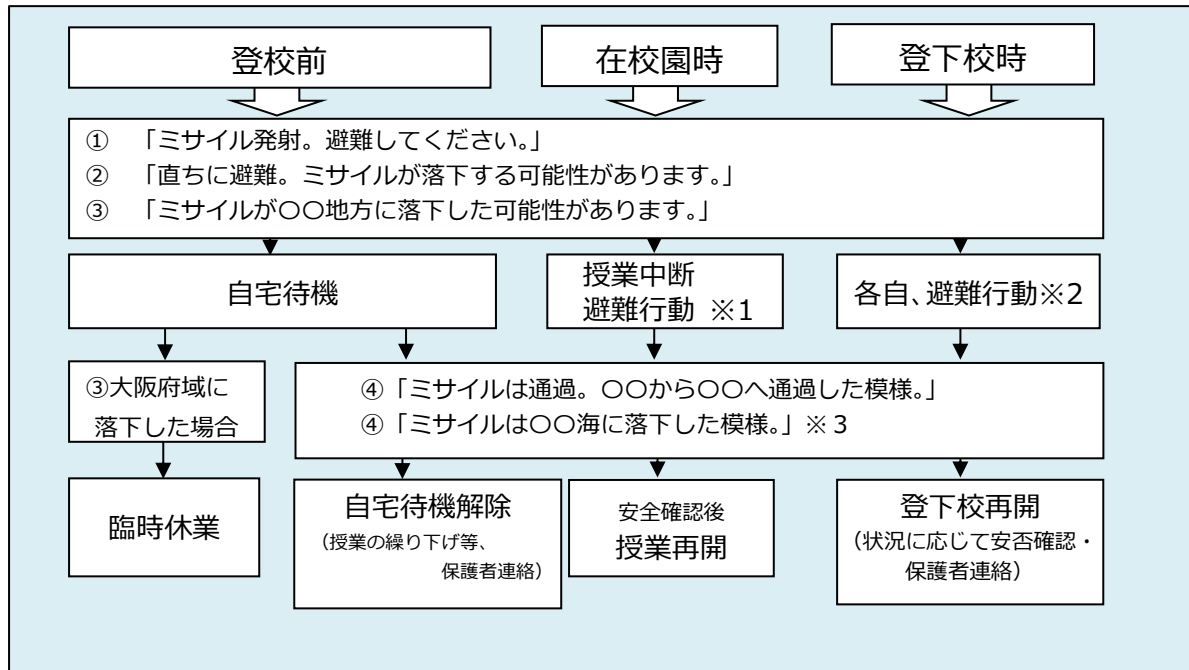
【対策本部の設置（業務内容）】

業務（班名）	役割	準備物
対策本部	□各班との連絡調整 □非常持ち出し書類搬出 □校内の被災状況把握 □日誌や報告書の作成 □校内放送等による連絡・指示 □応急（緊急）対策の決定 □教育委員会・PTA との連携・報告 □報道機関の対応 □情報収集（気象（災害）情報等）	□危機管理マニュアル □学校敷地図 □ラジオ □ハンドマイク □懐中電灯 □緊急活動の日誌 □トランシーバー □携帯電話
安否確認・避難誘導班	□児童等・教職員の安否確認 □安全な避難経路で避難誘導 □負傷者の把握 □下校指導・待機児童生徒等の掌握・記録 □揺れが収まった直後の負傷程度の把握 □行方不明の児童生徒等・教職員を本部に報告	□クラスの出席簿 □行方不明者の記入用紙（児童等・教職員）

安全点検・ 消火班	☐ 初期消火 ☐ 避難、救助活動等の支援 ☐ 被害の状況確認（施設の構造的な被害、電気・ガス・水道・電話の被害状況）→本部に報告 ☐ 校内建物の安全点検・管理 ☐ 近隣の危険箇所の巡回 ☐ 二次被害の防止	☐ 消火器 ☐ ヘルメット ☐ ラジオ ☐ 道具セット ☐ 手袋 ☐ 被害調査票
応急復旧班	☐ 被害状況の把握 ☐ 危険箇所の応急処理 ☐ 「立ち入り禁止」「使用禁止」等の表示 ☐ 避難場所の安全確認	☐ 被害調査票 ☐ ヘルメット ☐ 構内図 ☐ ロープ・標識 ☐ バリケード
救護班	☐ 児童等・教職員の救出・救命 ☐ 負傷者や危険箇所等の確認・通報 ☐ 担当区域で負傷者の搬出 ☐ 学校施設内の巡回チェック	☐ 安全靴・防災マスク ☐ ヘルメット・革手袋 ☐ スコップ・のこぎり・斧 ☐ 毛布・担架 ☐ AED
救急医療班	☐ 養護教諭を中心として構成 ☐ 手当備品の確認 ☐ 負傷者の保護・応急手当 ☐ 医師や関係医療機関等との連携	☐ 応急手当の備品 ☐ 健康カード ☐ 水・担架・毛布 ☐ AED
保護者連絡班	☐ 引き渡し場所の指定 ☐ 引き渡し対応の事前の取り決め ☐ 保護者等が到着した順に児童等を引き渡す（引き渡しカード使用） ☐ 一斉メール配信・電話連絡網での対応 ☐ 地域防災無線等を利用した連絡依頼等	☐ 引き渡しカード ☐ 出席簿 ☐ 集合場所のクラス配置図
避難所協力班 （状況に応じて）	☐ 開設準備（開放区域明示・名簿作成・誘導等） ☐ 緊急物資の受入れ ☐ ボランティアの受け入れ ☐ 市防災担当課と連携した避難所の運営支援	☐ マスターキー ☐ バリケード ☐ ラジオ・ロープ・テープ ☐ 構内配置図 ☐ 避難者への指示（文書）

8 新たな危機事象への対応

【1】Jアラートによるミサイル発射情報への対応（岸和田市教育委員会 平成 29 年 11 月）



※ 1 学校にいる場合の避難行動等の留意点

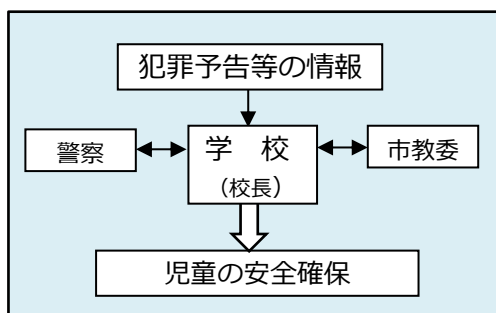
- ・屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- ・屋外では、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中または地下に避難する。
- ・適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- ・安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
- ・テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。

※ 2 登下校時の避難行動等の指導上の留意点

- ・学校か家、近い方に向かう。
- ・選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- ・登下校時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。

- ※ 3 上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校等を開始することが可能となる。

【2】学校への犯罪予告（爆破予告）・テロへの対応について



(留意点)

- ・当該情報に最初に触れた教職員は速やかに管理職等へ報告し、校内で情報共有するとともに、迅速に教育委員会や警察に通報し、指示や情報を得る。学校園は、警察の指示のもと、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- ・児童を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定し、安全を第一として対応する。
- ・学校においては、不審な物がないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校の環境を整備し安全点検等を実施する。特に薬品等の備品管理を徹底する。

9 支援が必要な児童における留意点

- ・支援が必要な児童に対しては、本項目に留意して校内体制を整備する。
- ・障がいのある児童の安全に留意するためには、教職員が一人一人の障がいを理解し把握するとともに、子ども自身が自分の障がいの状態や特性等を理解し安全に学校生活が送れるように指導する。

【1】障がいのある児童が事故等発生時に陥りやすい支障

情報の理解や意思表示	・情報の理解・判断に時間を要したり、できなかったりすることがある。 ・自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ※全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。 知的障がいのある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	・危険の認知が難しい場合がある。 ・臨機応変な対応が難しく、落下物から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 ・風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。 ・危険回避しようとして慌てて行動することがある。 ・けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。
避難行動	・落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。 ・エレベーターが使えない状況で、階下や階上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。
生活・生命維持	・薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。 ・避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	・経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。 ・不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができない。

【2】障がいのある児童の特性に応じた危機管理の留意点

伝達方法の整備	・障がいに応じた情報伝達方法を整備しておく。 （例）聴覚障がい：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図などの音声以外の伝達方法を検討しておく。
避難経路・避難体制の整備	・障がいに応じた避難経路の整備、避難体制を検討しておく。 （例）車椅子を利用する場合の経路を確認しておく。 （例）肢体不自由：エレベーター等がない状況や介助者がいない場合等の代替方法を検討しておく。
避難訓練	・障害に応じた避難訓練を実施する。 （例）知的障がい：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路や取るべき行動が理解しやすい図（絵カード）などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。 （例）これからの見通しを持たせる（保護者迎えまでみんなと過ごす、〇〇に避難する、余震があります 等） （例）指示は肯定語で（押さない→ゆっくり、走らない→歩きます 等）
連携	・保護者や医療関係者等と危機事象発生時の対応について事前に検討しておく。

第4章 事後の対応（復旧・復興する）

1 安否確認

（1）児童が学校内にいる場合の安否確認

- ・負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・休憩時間や放課後等は、児童の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。

（2）休日や下校後、登下校時に大規模災害が起こった場合

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大規模災害が起こった場合は、下記の表を参考にして児童の安否確認を行う。教職員が直接家庭や避難所を訪問して安否を確認する場合には、教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意する。

【安否確認の内容と教職員の対応】

教職員の非常参集体制と安否確認					
参集体制	校区内の震度	安否確認	児童在宅時		登下校時
			電話利用可	電話不通	
A号	4	状況に応じて判断	状況に応じて判断		
B号	5弱		必要	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問
	5強				
C号	6弱以上				

安否確認の内容（例）

- ☐ 児童および家族の安否・けがの有無
- ☐ 被災状況 ・児童の様子
・困っていることや不足している物資
- ☐ 居場所（避難先）
- ☐ 今後の連絡先・連絡方法

（3）安否情報の集約

- ・職員室の教頭・首席に情報を集約する。事前に負傷者名簿を備えておく。
- ・負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車を要請する。
- ・学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、電子メール等の代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく。

（4）保護者への安否連絡の際の文例

【児童が校内にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。本日登校している児童は、全員無事が確認されています。混乱が収まるまで、学校側がお子さんをお預かりする予定です。したがって、保護者の皆さんは安心して安全な場所に留まってください。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

【児童生徒等が校外にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。〇年〇組の児童は、課外学習で□□□にありますが、迅速に避難することができ、△時現在、全員無事が確認されています。交通機関が稼働するまで、□□□の避難所に待機する予定です。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

2 引き渡しと待機

- ・大規模な災害（地震）発生時や停電時には、通信手段が使えず保護者と連絡がとれない場合があるので、事前に引き渡しの判断や方法についてルールを決めて、保護者と共有しておく。
- ・地域住民・保護者・ボランティア等とも連携し、必要に応じて緊急対応への支援を求める。
- ・引き渡しの判断時には、地域の様子や被害状況、今後の見通し等の情報を複数の方法で収集し、児童の安全を最優先にして判断する。
- ・事件・事故の発生後、安全が確保された場合でも、児童が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引き渡したり、保護者による登下校の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど配慮が必要となる。

引き渡しの判断基準（例）

- ☐ 通学路に被害が発生していないか
- ☐ 地域の被害が拡大するおそれがないか
- ☐ 下校の時間帯に危険が迫っていないか
- ☐ 引き渡す保護者にも危険が及ばないか

地震発生時の引き渡しのルール（例）

震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童生徒等については学校園で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校園で保護しておく。

- 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、子どもを引き渡さず、保護者と共に学校園（避難場所）に留まるなどの対応も必要となる。津波警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。
- 登下校時の対応についても、事前に「緊急時児童引き渡しカード」で保護者と協議・確認しておく。

緊急時児童引き渡しカード

岸和田市立八木南小学校

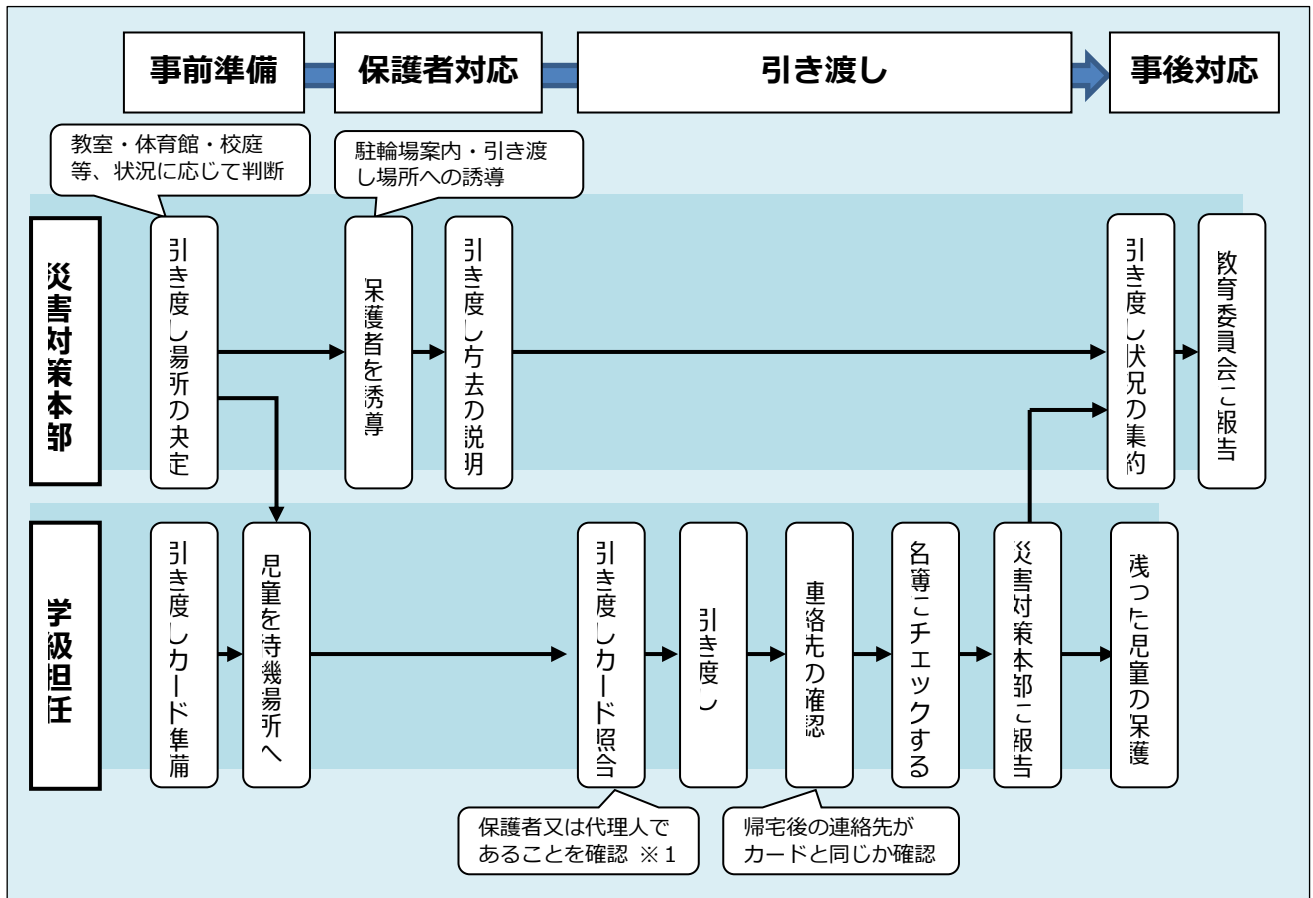
（ ）年 （ ）組 児童氏名（ ）

緊急時の引き取り人

◎学校に登録した人を確認しておきましょう。

	引き取り人氏名	本人との関係	連絡先（携帯番号等）
1			
2			
3			

校内における引き渡しの手順



※1 原則として、登録していない人が来た場合、確認ができるまで引き渡しを行わないことなどを、あらかじめ保護者に周知しておく。

【災害時における保護者への連絡】

- ・電話は不通になることが多いので、一斉配信メールやホームページによる代替の通信手段を事前に確保するなど、連絡方法を複線化しておく。
- ・情報通信網が途絶した場合の保護者等への連絡方法（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171等）、地域の掲示板、町内放送等）を検討し、災害時の学校の対応策を保護者等と事前に合意形成しておく。

【参考】『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』（文部科学省 平成24年3月）
『災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック』（東京都総務局総合防災部 平成29年11月）
『学校園における地震（津波）対応指針』（岸和田市教育委員会 平成30年4月）

3 教育活動の継続

- ・児童の安全が確保された後は、その後の対応や対策についての方針や具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく。
- ・事故等の発生現場の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医、教育委員会等と連携し、児童の心身の状態に配慮しながら検討する。

【避難所協力について】

避難所運営は本来的には市防災担当部局が責任を有するものだが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きい場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を果たす状況も考えられる。

ただし、災害時における教職員の第一義的役割は、児童等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であるので、事前に市防災部局や地域住民等関係者等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておく。

【学校施設が避難所になる場合の流れ（一例）】

	避難所の状況	学校の対応等
災害直後	地震発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	●協力内容として考えられる例 ・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導 ・避難者対応 ・名簿作成（避難者カード） ・毛布、飲料水、食糧の配布 ・避難所運営の協力 等
災害当日 (避難所開設)	避難所開設 ↓ 避難所の活動体制準備	
2日目～数週間後 (避難所運営)	避難所運営委員会の設置 ↓ 避難所の運営	●学校機能再開のための準備 ☐ 児童の安否確認 ☐ 教職員の安否確認 ☐ 教科書・文具等の紛失・消失状況の把握 ☐ 教室等の安全確認（教室の確保） ☐ 二次災害防止のための校舎等の安全確保 ☐ 通学路の安全確認（状況把握） ☐ 教育委員会との協議 ☐ 授業再開時期の決定と保護者等への周知 ☐ 応急教育計画の作成 ☐ その他の対応 ・心のケア ・学校給食 ・転出入に伴う学籍変更等 ・進路相談
数週間後 (避難所閉鎖)	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所の閉鎖と学校機能再開 ↓ 日常生活の回復	

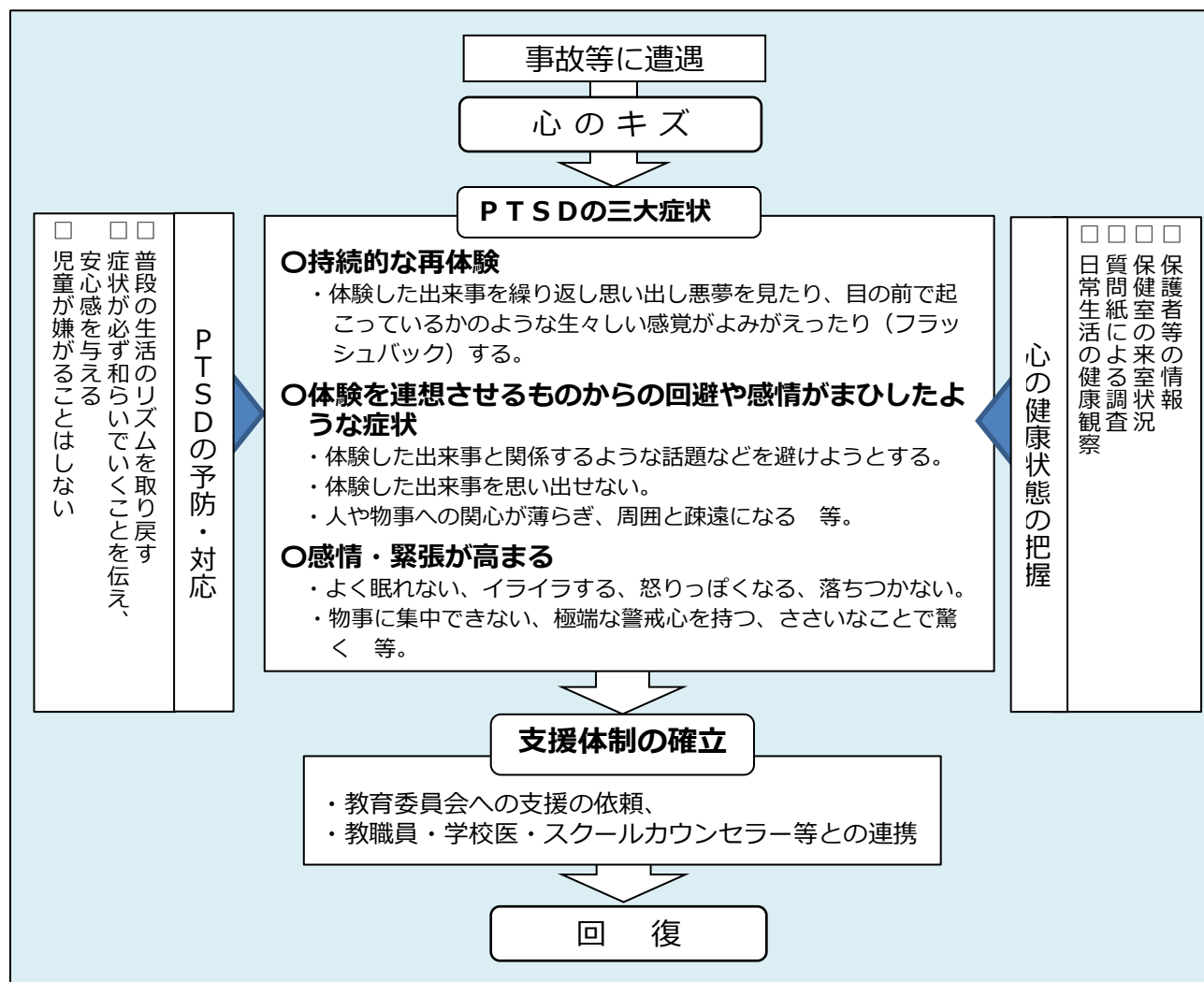
【参考】『岸和田市 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）

『岸和田市 施設版 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）

『学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き』（文部科学省 平成 24 年 3 月）

4 心のケア

事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、その時の出来事を繰り返し思い出す、再現するなどの症状に加え、不安や不眠などのストレス症状が現れることがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後 3 日から 1 か月持続するものを「急性ストレス障害」といい、1 か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」という。そのため、事故発生直後から児童等や保護者に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切となる。



【参考】『子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－』（文部科学省 平成 22 年 7 月）
『学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－』（文部科学省 平成 26 年 3 月）

【学校保健安全法】第 29 条（危険等発生時対処要領の作成等）

- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

5 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 情報の整理と保護者等への説明・対応

- ・危機等発生時には、教育委員会に速やかに報告したうえ、連携して対応に当たる。
- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。

(保護者対応)

- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童の保護者に対し正確に伝えるなど、責任のある対応を行う。被害児童の保護者への対応にあたる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- ・保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐため、被害児童以外の保護者に対しても、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。

(報道対応)

- ・情報を整理し適宜提供する。
- ・情報の混乱を避けるため、窓口は一本化する。
- ・複数対応（応答者と記録者）
- ・児童等の特定をさせない
- ・校内取材をさせない
- ・電話取材の即答はしない
- ・事実だけを伝える（不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない）
- ・質問事項に答える（相手の所属・名前、応答内容や報道内容の記録と整理）
- ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
- ・教育委員会への報告（取材等について事前に相談）
- ・保護者と報道の分別対応（同席はさせない）

(2) 調査・検証の実施、再発防止

- ・事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。
- ・調査等にあたっては、教育委員会とも協議のうえ、被害児童の保護者の意向を十分に踏まえ、保護者の心情に十分配慮した対応を行う。

(3) その他

- ・学校園は、学校園の管理下で発生した児童生徒等の事故に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。

【参考】『学校事故対応に関する指針』改訂版（文部科学省 令和6年3月）

●災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童の保護者に対して、医療費（医療保険並の療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。